

秘

大正五年三月廿二日會議決議

遞信省職員ノ特別任用ニ關スル件 (參照添附)

勅令第 號

逋信事務官ハ五年以上通信ニ關スル事
務ニ従事シ現ニ其ノ職ニ在リ判任官ニ
級俸以上ノ俸給ヲ受クル者ノ中ヨリ文
官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ
任用スルコトヲ得

附則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行
ス

参照

○遞信省官制中改正案

第三條 遞信省ニ左ノ局所ヲ置ク

通信局

電氣局

管船局

電信燈臺用品製造所

第七條 電信燈臺用品製造所ニ於テハ電信燈

臺用品ノ作業ニ関スル事務ヲ掌ル

所長ハ遞信省高等官ヲシテ之ヲ兼ネシム

逓信省ニ逓信事務官專任六人ヲ置ク
逓信事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ逓信
ニ關スル各局課ノ事務ヲ掌ル

第八條 逓信省ニ專任技師四十七人ヲ置ク
但内四人以内ヲ勅任トス

第九條 逓信省屬ハ百六十七人ヲ以テ定員トス
第十條 逓信省ニ專任技師六十六人ヲ置ク

附則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○地方逓信官署官制中改正案

第十一條 逓信局ニ左ノ職員ヲ置ク

- | | | |
|------|----------|----|
| 局長 | 五人 | 勅任 |
| 事務官 | 專任五人 | 奏任 |
| 副事務官 | 專任二十四人 | 奏任 |
| 事務官補 | 專任八人 | 奏任 |
| 技師 | 專任六十七人 | 奏任 |
| 書記 | 專任七百三十六人 | 判任 |
| 技手 | 專任六百十三人 | 判任 |
| 書記補 | 專任三百六十四人 | 判任 |

第十二條 郵便局、電信局及電話局ニ左ノ職自

ヲ置ク

通信事務官 專任三人 奏任

通信副事務官 專任十七人 奏任

通信事務官補 專任五十二人 奏任

通信技師 專任十六人 奏任

通信書記 專任千二百八十六人 判任

通信技手 專任百六十人 判任

通信書記補 專任二千五百九十二人 判任

三等郵便局長 判任

第二十一條 逓信局副事務官、逓信局事務官補、

逓信局技師、逓信局書記、逓信局技手、通信副事

務官、通信事務官補、通信技師、通信書記及通信

技手ハ臨時命ヲ承ケ通信ニ関スル逓信省ノ

事務ヲ助ク

附則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○高等官官等俸給令中改正案

第十三條 別表第二表第一號ニ依ル官ノ官等

ハ高等官三等乃至七等同第二號ニ依ルモノ

ハ高等官四等乃至八等同第三號ニ依ルモノ

ハ高等官五等乃至八等同第四號ニ依ルモノ

ハ高等官六等以下同第五號ニ依ルモノハ高

等官三等以下トス

第十六條 別表第二表第二號ニ依リ其ノ俸給

官等ニ相當スル諸官左ノ如シ

内閣統計官

鐵道院副參事

造神官主事

稅關副事務官

稅務副監督官

專賣局副參事

釀造試驗所事務官

千住製絨所事務官

監獄事務官

山林事務官

鑛務官

製鐵所副參事

農務局事務官

商工局事務官

逓信事務官

為替貯金局副事務官

逓信局副事務官

通信副事務官

(以下略)

(第二表)

奏任文官年俸表

級	俸	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號
一級	級	三、〇〇〇	二、五〇〇			
二級	級	二、七〇〇	二、二〇〇			
三級	級	二、五〇〇	二、〇〇〇			
四級	級	二、二〇〇	一、七〇〇			
五級	級	二、〇〇〇	一、五〇〇			
六級	級	一、七〇〇	一、二〇〇			
七級	級	一、五〇〇	一、〇〇〇			
八級	級	一、三〇〇	一、〇〇〇			
九級	級	一、一〇〇	八五〇			
十級	級	一、〇〇〇	七五〇			

(中略)

○為替貯金局及地方逓信官署職員

特別任用令 大正二年六月十三日 勅令第二百四十一號

第一條 為替貯金局副事務官、逓信局副事務官

及通信副事務官ハ五年以上逓信事務ニ従事

シ現ニ判任官二級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

ヨリ、為替貯金局事務官補、逓信局事務官補及

通信事務官補ハ三年以上逓信事務ニ従事シ

現ニ判任官五級俸以上ノ俸給ヲ受クル者ヨ

リ之ヲ任用スルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ任用セラレタル為

替貯金局事務官補、逓信局事務官補又ハ通信事務官補ニシテ現ニ其ノ職ニ在ル者ハ之ヲ為替貯金局副事務官、逓信局副事務官又ハ通信副事務官ニ任用スルコトヲ得但シ判任官三級俸以下ノ俸給ヲ受クル者ヨリ任用セラレタル為替貯金局事務官補、逓信局事務官補又ハ通信事務官補ハ二年以上在職スルニ非カレハ之ヲ為替貯金局副事務官、逓信局副事務官又ハ通信副事務官ニ任用スルコトヲ得

第三條

為替貯金局書記補、逓信局書記補又ハ通信書記補ニシテ二年以上其ノ職ニ在ル者ハ之ヲ為替貯金局書記、逓信局書記又ハ通信書記ニ任用スルコトヲ得

郵便貯金局書記補、逓信管理局書記補又ハ通信書記補在職ノ年数ハ前項ノ場合ニ之ヲ通算ス

第四條

為替貯金局書記補、逓信局書記補及通信書記補ハ逓信大臣ノ定ムル試験規則ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得

第五條 第一條及第二條ノ規定ニ依リ任用スル者ハ文官高等試験委員第三條ノ規定ニ依リ任用スル者ハ遞信省文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經ヘシ

附 則 略

秘

遞信省職員ノ特別任用ニ關スル件審査報告

謹テ今回御諮詢ノ遞信省職員ノ特別任用ニ關スル件ヲ審査スルニ從來遞信省ニ於テハ地方遞信官署ノ官制第二十一條ニ依リ地方遞信官署ノ職員タル副事務官及事務官補ニ同省勤務ヲ命シ通信ニ關スル事務ニ當ラシメ居タリシニ今般同省ニ地方遞信官署ノ副事務官ト官等俸給ノ制ヲ同クスル遞信事務官ヲ設置シテ前記同省勤務ノ地方遞信官署職員ヲ之ニ組替ヘムトスルニ付本案ハ地方遞信官署ノ副

事務官ノ特別任用ト同様ノ要件ヲ以テ之カ特
別任用ヲ許サントスルモノニシテ已ムヲ得サ
ルモノト認ムルヲ以テ可決セラレ然ルヘシト
思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

大正五年三月十七日

樞密院書記官長有松英義

樞密院議長公爵山縣有朋殿

朕遣信省官制中改正ノ件ヲ裁可
シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

年月日

内閣總理大臣
逋信大臣

勅令第 號

逋信省官制中左ノ通改正ス

第三條中「局所」ヲ「改正」

「電信燈臺用品製造所」ヲ「削」

第七條逋信省ニ逋信事務官專任

六人ヲ置ク
逓信事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ
承ケ通信ニ関スル各局課ノ事務ヲ
掌ル

第八條中「四十七人」ヲ「四十九人」ニ

改ム

第九條中「百六十七人」ヲ「百六十人」ニ

改ム

第十條中「六十六人」ヲ「六十二人」ニ

改ム

附則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

逓信律施行令第一號

朕地方逓信官署官制中改正ノ件ヲ
裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
逓信大臣

勅令 第 號

地方逓信官署官制中左ノ通改正ス

第十一條中「二十四人」ヲ「二十二」ニ

人「五人」ヲ「六十七人」ヲ「六十四人」

ニ「六百十三人」ヲ「六百十四人」ニ改ム

言

第十三條中、五十二人、
二百八十六人、
二千五百九十二人、
二千六百六
人、
改正ム

第二十一條中、
遞信省ノ事務、
改正ム

附則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

逓信省

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ノ裁可
茲之ヲ公布セム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
逓信大臣

勅令第 號
高等官官等俸給令中左ノ通改正ス
第十六條中、
商工局事務官ノ次ニ、
逓信事務官
ヲ加フ

附則

